

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和3年9月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
太子 第43号	株式会社共進社工業所 山内 昇平	東大阪市西堤楠町三丁目2番11号	令和3年9月16日	令和8年9月29日
太子 第57号	株式会社楠本建材土木 楠本 定夫	南河内郡太子町大字葉室1306番地の2	令和3年9月16日	令和8年9月29日
太子 第52号	株式会社ヤブタ設備 藪田 好宏	八尾市沼一丁目14番地の1	令和3年9月16日	令和8年9月29日
太子 第59号	馬木工業株式会社 馬木 秀	大阪市阿倍野区昭和町一丁目3番9号	令和3年9月16日	令和8年9月29日
太子 第49号	株式会社丹羽工業所 丹羽 秀一	大阪市旭区高殿六丁目2番20号	令和3年9月16日	令和8年9月29日